# NACSIS-CAT/ILL 運用ガイドライン

# はじめに

NACSIS-CAT/ILL 運用ガイドラインは、書誌ユーティリティ課題検討プロジェクト最終報告(平成 17 年 10 月)の NII アクションプランに基づき、策定したものです。

本ガイドラインによって、共同構築・相互利用の趣旨を十分理解していただき、本ガイドラインに則った NACSIS-CAT/ILL の利用を行なってくださるようお願いします。

平成 23 年 1 月 国立情報学研究所 学術コンテンツ課

# (導入編)

NACSIS-CAT は、オンライン共同分担目録方式により、全国規模の総合目録データベース(図書・雑誌)を形成するためのシステムです。それぞれの参加館は、NACSIS-CAT の書誌情報や所蔵情報をダウンロードして、各図書館の OPAC 作成を行うことができます。

また、ここで作成された総合目録データベースを利用して、それぞれの図書館が自館で 所蔵していない資料を相互に提供する「図書館間相互協力」を、NACSIS-ILL システムに より実施しています。

さらに、NACSIS-CAT で作成された総合目録データベースを、NII の学術系コンテンツサービスである Webcat や Webcat Plus を通じて、一般の利用者にも提供しています。

NACSIS-CAT/ILL システムの利用開始にあたっては、以下の点に留意してください。

NACSIS-CAT/ILL 参加館(以下「参加館」という。)は、以下を実施する必要があります。

#### (利用者番号およびパスワードの管理)

1. 利用者番号とパスワードは、関係者(目録担当者, ILL 担当者等) 以外に知られないように厳重に管理する。

#### (目録システム講習会の受講)

2. 目録システム (NACSIS-CAT) の業務での利用開始に先立ち、目録担当者は、必ず1名以上、目録システム講習会を受講する。

### (NACSIS-CAT/ILL 両システムの利用)

3. 原則として、NACSIS-CAT/ILL 両システムを利用する。

## (その他)

4. 遵守事項(「国立情報学研究所目録所在情報サービス利用規程」第 6 条) を遵守する。

## 【解説】

(利用者番号およびパスワードの管理)

1. 利用者番号とパスワードは、関係者(目録担当者, ILL 担当者等) 以外に知られないように厳重に管理する。

NACSIS-CAT/ILL を利用するための利用者番号とパスワードは、図書館の業務担当者が、総合目録データベースへのデータ登録および相互利用(NACSIS-ILL システムの利用)等の業務を行うために利用するものです。利用者番号やパスワードが業務担当者以外に漏れると、データベースへの不正アクセスが生じ、データを改変される危険がありますので、各業務の担当者以外に情報が漏れることがないように厳重に管理する必要があります。

## (目録システム講習会の受講)

2. 目録システム (NACSIS-CAT) の業務での利用開始に先立ち、目録担当者は、必ず1 名以上、目録システム講習会を受講する。

目録システム(NACSIS-CAT)は、参加館共有のデータベースですので、一定の基準に従って、書誌・所蔵の登録を行わなければなりません。そのため、業務での利用を開始する前には、少なくとも1名以上の担当者が目録システム講習会を受講し、目録業務担当者が共通に理解しておくべき、総合目録データベースの構成・内容、データ登録の考え方(入力基準)を修得する必要があります。そのために、NIIでは、毎年、NIIおよび各地域の会場において、目録システム講習会を開催しています。

#### (NACSIS-CAT/ILL 両システムの利用)

3. 原則として, NACSIS-CAT/ILL 両システムを利用する。

目録所在情報サービスは、原則として NACSIS-CAT/ILL の両システムを利用することとします。なお、NACSIS-ILL を利用しない場合は、下記のような対応も認められます。

- 訪問利用等を受け付ける
- 機関内に複数の図書館室があり、相互利用については、一部図書館室で代表して 行っている場合、NACSIS-ILLの受付を同一機関内の他の参加館が代行する

総合目録データベースの共同構築・相互利用の理念からも、両システムの利用をお願いします。

### (その他)

4. 遵守事項(「国立情報学研究所目録所在情報サービス利用規程」第6条)を遵守する。

「国立情報学研究所目録所在情報サービス利用規程」

(利用に当たっての遵守事項)

第6条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 第2条(利用の定義)の規定に違反してシステムを使用しないこと。
- 二 営利を目的とした利用を行わないこと。
- 三 著作権を侵害しないこと。
- 四 プライバシーを侵害しないこと。
- 五 著作権者等の定める使用条件に違反しないこと。
- 六 その他所長の定める事項

# (共同構築編)

NACSIS-CAT/ILL 参加館(以下「参加館」という。)は、以下の項目を実施する必要があります。

## (共同構築)

1. 目録を分担して共同作成し、相互に利用するという共同構築の理念を遵守する。

(レコード登録対象資料)

2. ILL の受付が可能な資料の書誌,所蔵レコードの登録を行う。

(レコード登録・削除)

3. レコード登録対象資料については、常に最新状況を保つように努め、書誌作成の煩雑さや、レコード調整の回避のために、データの更新を怠るような状況を生じないよう作業を行う。

(レコード調整)

4. NII からのレコード調整に対応する。また、他参加機関からのレコード調整に関する問合せに対応する。

# 参加館は、以下を実施することが望まれます。

(レコード登録対象資料)

5. ILL の受付が不可能な資料の書誌,所蔵レコードの登録も行う。

(レコード登録)

- 6. 典拠レコードの作成を行う。
- 7. 書誌レコードに、分類・件名の付与を行う。

## 【解説】

1. 目録を分担して共同作成し、相互に利用するという共同構築の理念を遵守する。

NACSIS-CAT は参加館が協力して構築・運用していくデータベースであり、単にローカルデータを作成するためだけのツールではありません。また作成したデータは、すべての参加館で共有するものであり、一定の品質を持つ必要があります。

2. ILL(※)の受付が可能な資料の書誌,所蔵レコードの登録を行う。(※NACSIS-ILL のみではなく,外部からの利用に供することができるという意味での広義の相互利用を含む)

総合目録データベースには、遡及入力も含めてなるべく多くの資料を登録することが 求められていますが、参加館の都合により、すべての資料を登録できない場合もありえ ます。

総合目録データベースの相互利用の理念に基づき、まずはカレントの受入資料のうち、ILLの受付が可能な資料の書誌、所蔵レコードの登録は必ず行ってください。その上で、未遡及資料についても、順次、登録を行ってください。

3. レコード登録対象資料については、常に最新状況を保つように努め、書誌作成の煩雑 さや、レコード調整の回避のために、データの更新を怠るような状況を生じないよう 作業を行う。

総合目録データベースは、1にあげたように、参加館が協力して構築していくデータベースです。レコード登録対象資料については、常に最新状況を保つように努め、書誌作成・修正、所蔵登録、所蔵削除等のメンテナンスを行ってください。具体的には、下記のような点に注意してください。

① 書誌未登録を理由に所蔵登録を延期しない

総合目録データベースに求める資料の書誌レコードが登録されていない場合、書 誌作成は煩雑だから、等の理由で、他の参加館が書誌レコードを作成するまで登録 を待つケースが見受けられます。

この行為は共同構築の理念に反することになりますので,他館の書誌作成を待たずに,積極的に書誌レコードおよび所蔵レコードを登録してください。

② 書誌未登録を理由にローカルデータベースのみの登録をしない

総合目録データベースに求める資料の書誌レコードが登録されていない場合,書 誌調整の対応が煩雑だから,等の理由で,総合目録データベースへ書誌・所蔵レコードを登録せず,ローカルデータベースにのみ登録するというケースが見受けられ ます。

この行為は共同構築の理念に反することになりますので、ローカルデータベース にのみ登録するのではなく、総合目録データベースへ書誌レコード及び所蔵レコー ドを登録してください。

③ 廃棄等で所蔵のなくなった資料の所蔵レコードは削除する

廃棄等で所蔵しなくなった資料の所蔵レコードが削除されずに、総合目録データベースに残っているケースが見受けられます。当該資料に ILL の依頼があった場合は謝絶せざるを得ず、円滑な ILL 業務の妨げとなります。

所蔵のなくなった資料に関しては,ローカルデータベースのレコードだけではなく,総合目録データベース上の所蔵レコードも削除してください。

④ 「雑誌未更新所蔵リスト」に掲載された所蔵情報を更新する

総合目録データベースの雑誌所蔵レコードが、最新状況に更新されていない参加館が見受けられます。更新を怠っていたため実際には所蔵していなかった巻号にILLの依頼があった場合は、謝絶せざるを得ず、円滑なILL業務の妨げとなります。毎年、NIIから各参加館宛に、「NACSIS-CAT/ILL業務分析表」を送付しています。業務分析表には、雑誌所蔵レコード中の継続所蔵及び仮登録所蔵の全リストである「継続所蔵・未更新所蔵リスト」が添付されています。リスト中、2年以上更新されていないレコードには「未更新フラグ」を記載していますので、少なくとも、この「未更新フラグ」のついた所蔵レコードについては、最新の所蔵状況へと更新してください。

⑤ 典拠リンク形成を可能な限り行う

書誌レコード新規作成時に、すでに該当の典拠レコード(著者名典拠レコード, 統一書名典拠レコード)が登録されており、同定が可能な場合は、必ずリンク形成を行ってください。なお、同定が困難な場合は、リンク形成を放棄することも可能です。リンク未形成の書誌を修正した場合も、同様に典拠レコードを検索し、リンク形成を行ってください。

4. NII からのレコード調整に対応する。また、他参加館からのレコード調整に関する問合せに対応する。

書誌,所蔵レコードの登録だけではなく,レコード調整への対応も,共同構築の一端を担うものです。

NII からは、重複書誌統合、誌名変遷などにより、所蔵の付替、分割が必要になった レコードのリストを、「レコード調整連絡表」として定期的に各参加館に送付していま す。リストが到着した際は、速やかに所蔵レコードの付替、分割作業を行ってください。 「レコード調整連絡表」以外に、他参加館や NII から個別に依頼があった場合も、同様に作業を行ってください。

また,他参加館や NII から,所蔵資料の現物確認の依頼や,書誌内容への問合せが あった場合は,適切に対応を行ってください。

----- 以下は必須事項ではないが可能な限り行うことが望ましい事項(選択事項)-----

5. ILL の受付が不可能な資料の書誌,所蔵レコードの登録も行う。

NACSIS-CAT は、オンライン共同分担目録方式により全国規模の総合目録データベースを形成するためのシステムです。この理念に基づき、ILL の受付が不可能な資料の書誌、所蔵レコードの登録も、可能なかぎり行ってください。

6. 典拠レコードの作成に努める。

書誌新規作成,あるいは修正時に,該当の典拠レコード(著者名典拠レコード,統一書名典拠レコード)が登録されていない場合は,リンク形成を放棄するのではなく,典拠レコードを新規に作成し,リンク形成を行ってください。

7. 件名・分類の付与に努める。

件名,分類の記入は「選択」レベルですが,できる限り記入することが望まれます。 書誌流用入力や既存の書誌の修正の際には,明らかな誤りがある場合を除いて,既存 の件名・分類を削除することは行わないでください。

# (相互利用編)

NACSIS-CAT/ILL 参加館 (以下「参加館」という。) は、以下を実施する必要があります。

#### (相互利用)

1. 所蔵資料の相互利用を実施する。なお、事情により文献複写・現物貸借の受付を行えない場合でも、訪問利用は可能とするように努める。

(レンディング・ポリシーの公開とメンテナンス)

2. 自館のレンディング・ポリシーを公開する。また、レンディング・ポリシーは常に 最新の利用条件を公開するようメンテナンスに努める。

(運用にあたっての遵守事項)

3. 相互利用関係法令および各コミュニティの申合せを遵守する。

#### (NACSIS-ILL 利用上の注意事項)

- 4. 参加館は、適時 NACSIS-ILL の処理を行い、自館が回答する必要があるレコードが存在する場合には、迅速に対応する。
- 5. レンディング・ポリシーに基づかないサービス・ステータスの切り替えを行わない。
- 6. サービス・ステータスを「N」とする場合は、レンディング・ポリシーに理由と期間を明記する。

### 参加館は、以下を実施することが望まれます。

(その他)

7. ILL 文献複写等料金相殺サービスに参加するように努める。

### 【解説】

1. 所蔵資料の相互利用を実施する。なお、事情により文献複写・現物貸借の受付を行えない場合でも、訪問利用は可能とするように努める。

参加館は国立情報学研究所目録所在情報サービス利用細則(以下「利用細則」という。) 第2条(一)において、図書館間相互貸借(ILL)の受付を行うことと定めています。 『図書館協力便覧』によると、訪問利用(利用者が、資料の所蔵館に直接出向いて、その所蔵資料を利用すること)も相互利用に含みます。

2. 自館のレンディング・ポリシーを公開する。また、レンディング・ポリシーは常に最新の利用条件を公開するようメンテナンスに努める。

レンディング・ポリシーは、参加組織の利用条件に関する事項を記載し、他の参加館に周知するものです。参加館は ILL 業務を円滑に運用するために、自館のレンディング・ポリシーを公開し、常に最新の利用条件を公開するようメンテナンスに努める必要があります。

3. 相互利用関係法令および各コミュニティの申合せを遵守する。

相互利用においては、相互利用関係法令および各コミュニティの申合せに従うことが 前提となりますので、予めそれらをご確認ください。

- ▶ 参考 図書館間相互利用関係法令及び申し合わせ http://www.nii.ac.jp/CAT·ILL/contents/nill\_info\_agreement.html
- 4. 参加館は、適時 NACSIS-ILL の処理を行い、自館が回答する必要があるレコードが存在する場合には、迅速に対応する。

参加館は,自館が回答する必要があるレコードが存在する場合には未処理のまま放置 せず,迅速に対応してください。

具体的には、各処理における以下の状態のレコードが該当します。

- 依頼処理:新着照会・クレーム回答待・返却クレーム未処理
- 受付処理:未処理・回答待・クレーム未処理・更新請求

そのために適時(1日1回以上が望ましい),NACSIS-ILL の処理状況の確認をお願いします。

5. レンディング・ポリシーに基づかないサービス・ステータスの切り替えを行わない。

ILL 担当者の都合により、頻繁にサービス・ステータスの切り替えを行っている参加館が見られます。サービス・ステータスは参加館としてのポリシーを表すものであり、業務量の多寡や担当者の個人的な都合等によっては変更しません。

6. サービス・ステータスを「N」とする場合は、レンディング・ポリシーに理由と期間を 明記する。

サービス・ステータスを「N」(受付しない)に切り替える場合は、レンディング・ポリシーに理由と期間を明記してください。これは他の参加館に対して、受付できない事由を周知し、ILL業務を円滑に運用するために必要なことですので、その趣旨を踏まえた運用をお願いします。

7. ILL 文献複写等料金相殺サービスに参加するように努める。

ILL 文献複写等料金相殺サービスには以下のような特長があり、参加館が増えるほどメリットが高まります。参加を積極的に検討してください。

- 従来の国立大学間での相殺処理を,公私立大学も含めた全ての機関を対象に拡大
- 国立大学の支払は「納入告知書」から銀行振込に変わり支払方法が簡便に
- 料金支払は後納制でもよくなることから現物提供期間が短縮されるとともに手 続回数が短縮され利用者の負担が大幅に減少
- 徴収猶予規定が無くなり全ての機関を対象にした料金の集約が可能
- 四半期毎に機関単位で集約し処理することにより,振込手数料の大幅な削減が可能